

別記

入札・開札の留意事項

1 入札にあたっての留意事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)、仕様書、提案書作成要領、会計規程及び契約に関して愛媛県立新居浜病院長が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該要領書等について疑義がある場合は、入札説明書2(10)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書(様式1)を直接提出しなければならない。
郵便、加入電話、電報、FAX、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者は入札時に入札書及び委任状(様式2)(代理人が参加する場合)を入札会場にて提出すること。入札書の提出先は、入札説明書5(2)のとおり。
- (5) 入札書のほかに提出する書類の提出場所、受領期限等については、入札説明書4(2)、6(1)のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しねばならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
- ① 件名
 - ② 入札金額
 - ③ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
 - ④ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であるとの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならぬ。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (14) 入札金額は、貸付料の総額を記載するものとする。なお、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書（案）等に基づき、支払条件等の契約条件を十分考慮して入札金額を見積るものとする。

2 開札にあたっての留意事項

- (1) 開札の日時及び開札の場所は、入札説明書5（2）のとおり。
- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（2）の立会職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (6) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
- ①公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
②公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合をした者
- (7) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (8) 開札をした場合において、予定価格以上の価格での入札がないときにおいても、再度の入札は行わない。
- (9) 開札においては入札金額の公表は行わない。入札金額が予定価格以上であるかの確認を行い、予定価格を下回る入札書を提出した者を発表する。予定価格以上の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。

3 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 件名、入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 業務名等の名称に重大な誤りのある入札書

- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 入札金額が予定価格を下回る入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)
に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害し
たと認められる者の提出した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書